

規制の政策評価について

令和 4 年 2 月 28 日 (月)
総務省行政評価局 政策評価課

規制に係る政策評価の制度の導入

【規制に係る政策評価の導入の経緯】

- 平成14年 4月 政策評価法施行(この時点では、規制の政策評価は手法が未開発のため導入されず)
- 平成16年 3月 規制改革・民間開放推進3か年計画(閣議決定)
→ RIA導入の推進(平成16年度以降逐次実施)
- 平成19年 3月 政策評価法施行令の一部改正、基本方針の一部変更
- 平成19年10月 規制の事前評価の義務付け開始
- 平成29年10月 規制の事後評価の義務付け開始
- 令和3年度～ デジタル化の視点を踏まえた検討状況チェックリストの導入

【規制に係る政策評価の法的な枠組み】

- 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)
第9条 行政機関は、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。
- 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第223号)
第3条第6号 法律又は政令により、規制(※)を新設又は改廃することを目的とする政策
※ 本号において、規制を「国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用」と定義
なお、政策評価の実施に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定)により、政策評価の義務付け対象外である省令レベル以下の規制に係る事前評価及び事後評価の実施については、努力義務が課されている。

【総務省の役割】

- 評価のガイドライン等の策定・改訂
- 各府省の評価結果について、点検を実施し、改善点を提案
- 各府省の担当者を対象に研修を実施

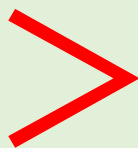
規制の政策評価とは

規制の政策評価の目的

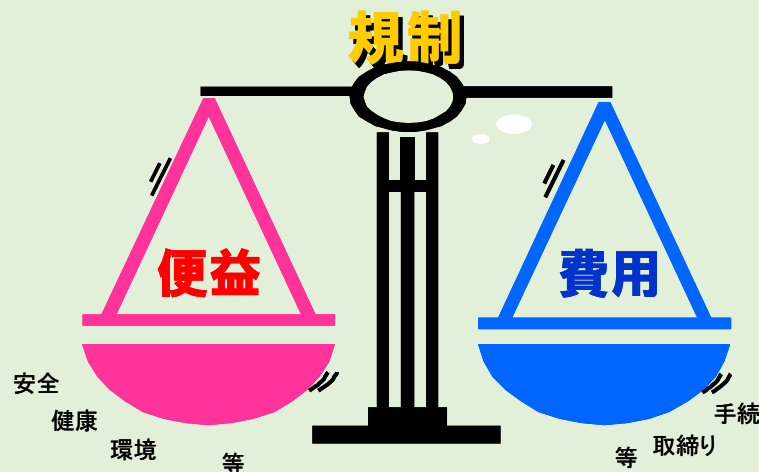
- ① 発生する効果や負担を予測することにより、規制の新設・改廃の可否や規制の具体的な内容・程度の検討に資すること。
- ② 国民や利害関係者に対して規制の必要性やあり得る影響について情報を提供し、説明責任を果たすこと。

規制がもたらす効果(便益)と費用(負担)を比較・分析することで、**効果が費用を正当化できるかどうか**を評価する。

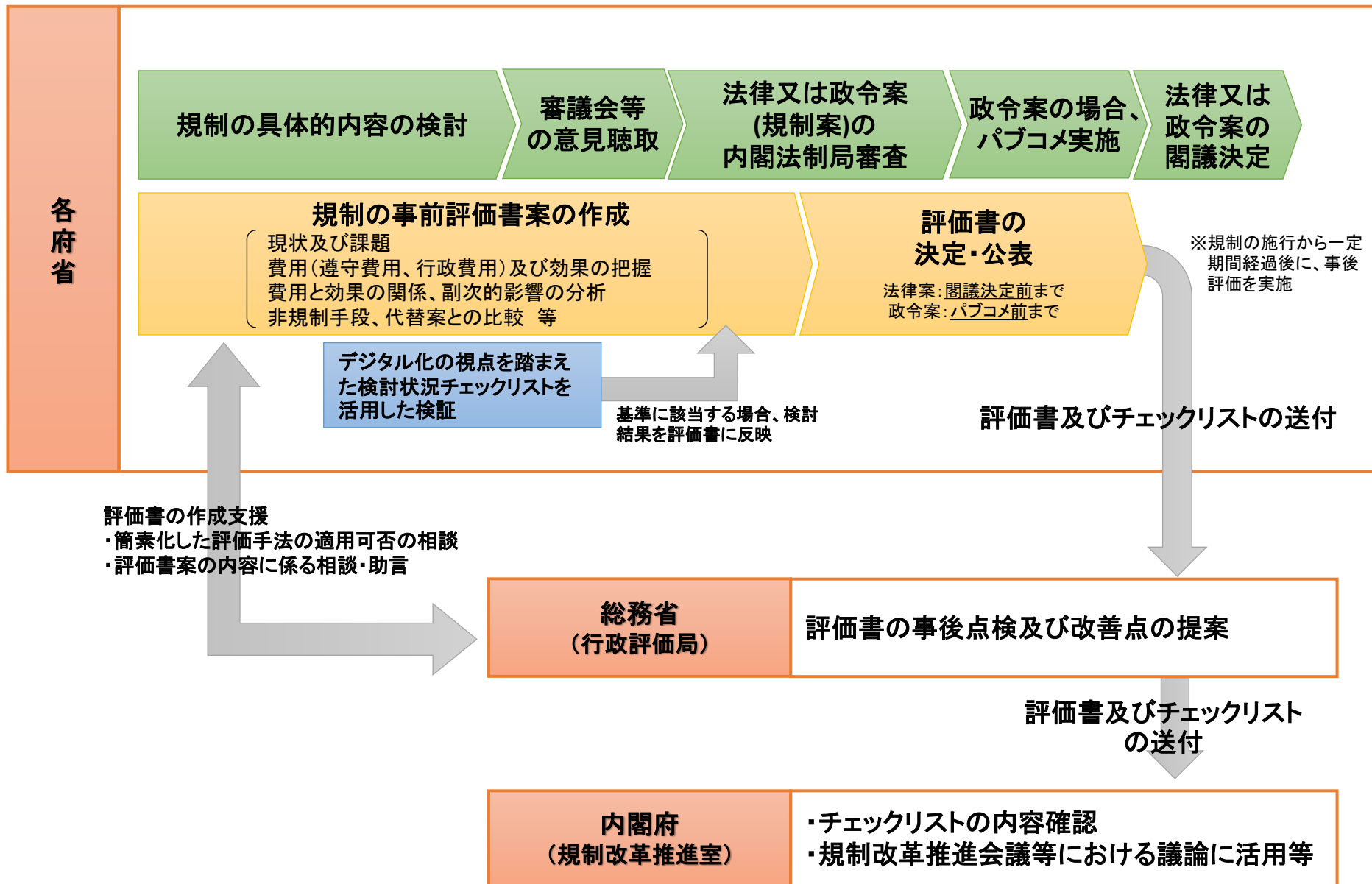
安全、防災、環境保全、消費者保護等の行政目的の実現により得られるプラスの面



規制により発生する国民の負担(設備投資や手続費用)などのマイナスの面



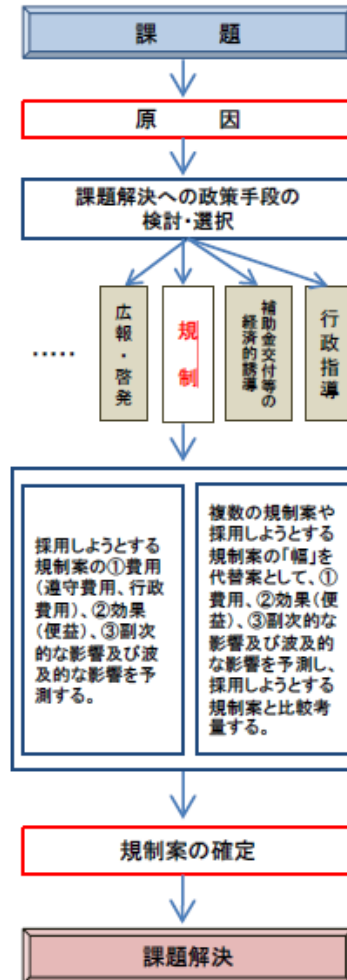
規制に係る政策評価のプロセス(概要)



規制の事前評価の項目

- 規制の事前評価に当たっては、次の6項目に沿って進める。
- 必ずしもこの順番で進める必要はなく、規制のライフサイクルに沿って必要な要素から検討する。

<p>STEP1 規制の目的、内容及び 必要性</p>	<p>現状の課題を示し、発生原因を分析し、規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性を説明する。 また、ベースラインを設定し、非規制手段も含めて比較検討する。</p>
<p>STEP2 影響の評価</p>	<p>規制の影響を可能な限り定量的に把握する。 ① 影響項目(直接・間接)の列挙 ② 直接的な費用のうち遵守費用については、特別な理由がない限り金銭価値化、少なくとも定量的に把握 ③ 直接的な効果(便益)を可能な限り定量的に推計(金銭価値化できれば望ましい) ④ 副次的な影響・波及的な影響について可能な範囲で定量的に把握</p>
<p>STEP3 費用と効果(便益)の関係</p>	<p>効果(便益)が費用を正当化できるか分析し、その結果を論理的に説明する。</p>
<p>STEP4 代替案(他の規制手段) との比較</p>	<p>想定される代替案(他の規制手段)についても、STEP3と同様の分析を行い、新設又は改廃しようとしている規制の方が望ましいことを示す。</p>
<p>STEP5 その他の関連事項</p>	<p>規制の検討段階やコンサルテーション段階における評価の活用状況を説明する。(審議会等において、事前評価書に記載すべき要素である規制の対象見込件数、費用や効果の額などについて検討した内容を記載)</p>
<p>STEP6 事後評価の実施時期等</p>	<p>事後評価を実施する時期を明記した上、事後評価において、費用・効果(便益)・間接的な影響を把握するための指標を設定する。</p>



デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリストの背景①

○ 令和2年6月、「デジタル時代の規制・制度について」(委員による意見書)を規制改革推進会議で決定

5. 規制・制度の類型化と具体的な見直しの基準

デジタル時代の規制・制度の見直しにあたっては、ある程度類型化したうえで、具体的な見直しの基準を示すことが有用である。どのような規制・制度をどのような方向で見直すべきかという、いわば見直しの切り口ともいうべき基準を以下に示す。

(1) 特定の技術・手法を用いることを義務付けた規制・制度の見直し

(2) デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直し

(3) 業規制の見直し

(4) 柔軟な規制体系への見直し

(5) 上記の類型に入らない規制・制度について

○ これを踏まえ、令和2年7月、規制改革実施計画を閣議決定

「Ⅱ 分野別実施事項」－「1. 成長戦略分野」－「(2) デジタル時代の規制・制度のあり方」

- a. 新型コロナウイルスの感染防止の観点やデジタルガバメントの実現の観点から、書面規制、押印、対面規制の見直しを引き続き行う。 ⇒ 全府省
- b. 各規制所管府省は規制改革推進会議が、国内外の事業展開の実態や具体的な事業者の要望を踏まえ、改革の必要性が高いものとして重点的な見直し事項とした規制・制度について、「デジタル時代の規制・制度について(令和2年6月22日規制改革推進会議決定)」の「5. 規制・制度の類型化と具体的な見直しの基準」の基準を踏まえて、規制・制度の見直しの議論を行う。 ⇒ 全府庁
- c. 規制を新設又はその内容を変更する場合において、デジタル化の視点を踏まえた制度設計になっているか評価するための上記基準に基づき、その評価基準を満たすための事前評価を行う標準的な手続を整備し、その手続に則り作業することを求めるなど、規制所管府省が規制・制度にデジタル化の視点を入れるための方策を検討する。 ⇒ 総務省

⇒ 上記cの実施事項を踏まえ、各府省あてに事務連絡を发出

デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリストの背景②

- 令和3年1月29日、内閣府規制改革推進室、総務省行政評価局政策評価課の連名で、「『規制改革実施計画』(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえた規制の事前評価について」の事務連絡を各府省の政策評価担当課あてに発出

(略)

これを受けて、内閣府及び総務省では、上記基準を踏まえた検討を行っているか事前評価時に確認するための「デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト」(別添様式)を作成しましたので、各府省におかれましては、令和3年度以降、上記基準を踏まえた検討を行ったか同チェックリストを利用して確認するとともに、検討結果を規制の事前評価書に記載してください。加えて、総務省に送付する規制の事前評価書には、記入した同チェックリストを添付していただきますようお願いいたします。

今後、総務省では、同チェックリストの運用状況及び規制の事前評価書の記載状況を踏まえ、規制の政策評価の実施に関するガイドライン等の改正の必要性を検討していく予定です。

また、内閣府では、令和3年度以降、総務省から同チェックリスト及び規制の事前評価書の提供を受け、規制改革推進会議において規制・制度の見直しの議論を行う際に活用等することとしておりますので、御承知置きください。

⇒ これを踏まえ、令和3年度から、デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリストの取組を開始

デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト

デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト			
法律又は政令の名称	○○○○○○○○○○		
規制の名称	○○○○○○○○○○○○○○○○		
規制の区分	新設・改正 (<u>拡充</u>) ・緩和)		
基準 (カッコ内は、基準に該当する可能性が高い制度の類型、具体例等)	対象規制の 基準該当性 (A)	導入の 有・無(B)	
(1) 特定の技術・手法を用いることを義務付けた規制・制度の見直し			
① 安全規制 (目視、打音等を原則とするインフラ等の定期点検・検査や、特定の手法や一律の基準による点検・検査を求めている規制・制度、安全管理者が実施することを前提とした規制・制度など)	○	×	
② 消費者保護規制・投資家保護規制 (消費者の属性に応じた一律の行為規制を設けている規制・制度。例えば、高齢者への金融商品販売、プロ投資家と一般投資家の区分など)	—	—	
③ 性能基準への移行 (安全基準や技術基準を定める規制・制度。例えば、新技術の活用促進の観点から、求められる安全性等を性能基準への見直し)	—	—	
(2) デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直し			
① 対面規制 (人と人の対面での行為(手続・説明・点呼・受け渡し等)を求める規制・制度。オンライン、リモートでの事業活動を阻害する規制・制度)	○	○	
② 書面規制 (行政機関向け手続全般で、紙での作成・交付を義務付ける規制・制度や、交付・提出がオンライン化されていないもの。民間事業者等に書類の作成・保管を義務付ける規制・制度。押印を求める規制・制度(真に必要なものを除く。))	○	×	
③ 特定の場所での事業・営業の義務付け (事業の実施を特定の場所に限定されているもの、営業許可等が特定の地方公共団体単位で行われているもの、許可基準として距離制限があるものなどについて、ネットを使った事業展開の観点からの見直し)	—	—	
(3) 業規制の見直し			
① 柔軟な事業展開を阻害する縦割りの業規制 (デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルが想定される分野で、新たなビジネスモデルに規制の業種別規制を適用することが非効率と考えられる規制・制度)	—	—	
② 事業者を前提とする業規制 (消費者も事業主体になることが想定される分野に対する規制・制度。消費者がプラットフォームの助けを得て事業主体となる新たなビジネスモデルによる事業展開を可能とするための見直し)	—	—	
③ 資格保有者の営業所等への必置規制 (特定の資格保有者が営業所に所在することを義務付ける規制・制度。リモートワーク等でのデジタル技術で代替することによる見直し)	—	—	
④ 特定の資格保有者による業務独占 (特定の資格保有者のみ業務ができることとしている規制・制度。業務の一部をデジタル技術によって支援・補完・代替することで業務独占の範囲から除外するなどの見直し)	—	—	
⑤ 新規参入事業者によるデータ等へのアクセスの確保 (デジタル技術を利用した新たなビジネスモデルによる新規参入事業者が想定される事業に関する規制・制度。システム・データベースなどの必要な事業インフラへのアクセスが認められるよう配慮する必要)	—	—	
(4) 柔軟な規制体系への見直し			
① 官民の情報非対称性を前提とした、新たな規制・制度体系への見直し(規制主体と規制対象事業者の情報の非対称性が大きく、規制主体が詳細な規制を規定するための情報入手することが困難な分野の規制・制度。自主的なガバナンス等への見直し)	○	×	
② 規制手法としてゴールベース規制への移行 (対象となる規制・制度は(4)①と基本的に同じ。事業・行動に対する制約を事前に細かく規定するのではなく、法益保護達成のために合理的・最小限度のゴールの遵守を求める手法への見直し)	—	—	
③ いわゆるコードやアーキテクチャへの対応 (民間企業が作成するいわゆるコードやアーキテクチャに対する規律。例えば、ターゲット広告、経路検索、プラットフォーム、パソコンのOS等)	—	—	
④ ソフトウェアアップデートへの対応 (モルの安全規制等において、モルに組み込まれたソフトウェアのアップデートを前提とした規制・制度となっているもの。例えば、AIを組み込んだプログラム医療機器の認証等の制度などが考えられる)	—	—	
⑤ デジタル時代に則した権利者保護のあり方 (多数の権利者が介在する著作権等について、デジタル技術による透明性向上等を活用して、利用・流通に伴う権利処理や利益分配等が円滑に行われる柔軟な仕組みの検討。コンテンツの円滑な利用・流通に向けた法整備等)	—	—	
⑥ プラットフォーム型ビジネスへの対応 (消費者も事業主体になることが想定される分野の規制・制度。プラットフォームを介した消費者間の取引を通じた事業展開を可能とするなどの見直し)	—	—	
⑦ AI等の新技術の活用に当たって必要となる対応 (AI等の先進技術の導入が想定される分野の規制・制度。例えば、AIの判断に基づく行為・結果についての責任分配の問題が従来の規制では解決できないといった場合)	—	—	
(5) 上記の類型に入らないデジタル化に関係する規制・制度 (デジタル時代では、社会全体の資源配分のあり方も見直しが迫られ、現行の規制・制度の在り方で良いか、不断の見直しが必要。例えば、エネルギー分野では、民間事業者の創意工夫を促進するなど更なる規制の見直しが必要。また、多数の権利が介在する場面で、個別に事前同意等を取得することを求めている法制度について、社会の変化を踏まえた権利者保護のあり方について検討することが必要)	—	—	
(注1) 上記「基準」の詳細については、「デジタル時代の規制・制度について」(令和2年6月22日規制改革推進会議決定)の「5. 規制・制度の類型化と具体的な見直しの基準」を参照してください。			
(注2) 「対象規制の基準該当性(A)」欄は、i) 基準に該当する規制の場合には「○」を、ii) 基準が当てはまる規制ではないと判断した場合は「—」を記入してください。			
(注3) 「導入の有・無(B)」欄は、i) 基準に沿ったデジタル技術を活用した規制を導入した場合(下位法令で導入予定の場合を含む。)には「○」を、ii) 検討したものの基準に沿ったデジタル技術を活用した規制を導入しなかった場合(下位法令でも導入しない予定)には「—」を記入してください。			
① 上記基準を踏まえた規制を導入した場合 (B欄が「○」の場合) ⇒ 上記基準を踏まえた規制であることを評価書様式②欄に記載した上で、当該規制に係る規制影響評価(RIA)を行ってください。			
② 上記基準に該当するが、検討の結果、導入しなかった場合 (A欄が「○」で、B欄が「×」の場合) ⇒ 上記基準について、非規制手段として検討した場合には評価書様式②欄(簡素化様式は③欄)に、他の規制手段として検討した場合には評価書様式⑩欄に、その検討した手段のメリット・デメリットなどを明らかにし、導入する規制手段を選択することの妥当性を記載してください。			

○ **A欄(対象規制の基準該当性)**をチェック
⇒ 新設・改正する法令について、例えば、目視・打音等を原則とするインフラ等の定期点検・検査や、特定の手法や一律の基準による点検・検査を求めている規制・制度に該当するか(1)①)、人と人の対面での行為を求める規制・制度に該当するか(2)①)、などの視点から確認する
(該当するものがあれば○、なければ—を記入)

○ **B欄(導入の有・無)**については、A欄が○となっている項目について、この度の新設・改正において、基準に沿ったデジタル技術を導入したか否かチェック
⇒ 導入する場合は○、していない場合は×を記入



○ 本リストについては、総務省政策評価課から内閣府規制改革推進室に送付される。
⇒ 規制改革推進会議において規制・制度の見直しの議論を行う際に活用等

令和3年度の導入以降、42件のチェックリストの提出有り。A欄が○のものは5件。そのうちB欄が○のものは2件、×のものは3件
(令和4年2月18日時点)

(参考) デジタル時代の規制・制度の在り方の検討の具体例

【第1回デジタル臨時行政調査会 資料4 P4(抜粋)】

規制・制度の類型化と見直しの基準と「切り口」

出典：「デジタル時代の規制・制度の在り方」(規制改革推進会議 令和2年6月)を参考に作成

1. 特定の技術・手法を用いることを義務付けた規制・制度

見直しの方向性/切り口

□ リスク把握の精緻化 (リスクに応じた規制・制度へ)

- ・目視・定期点検義務等
例) 建築基準法、車検制度の手続や基準の見直し 等

- 高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー等による情報収集
- A I 等を用いた画像認識・診断センサー等によるリアルタイムデータの把握

□ 性能基準への移行 (技術中立的な規制へ)

- ・特定の技術を前提とした技術要件 (安全基準等)
例) 建築基準法、消防法 等

- 法令を「技術中立的」なものに改正

2. 対面・書面規制

□ 対面・書面規制の再検証と見直し

- ・対面・書面作成を義務付ける規制
例) 宅地建物取引業法、住民基本台帳法 等

- オンライン、リモートによる対応の法令上の許可
- 電子署名等による代替

□ 常駐義務付けの見直し

- ・事業実施を特定の場所に限定・義務付け
例) 行政書士法 等

- ネットを使った事業展開を許容
- テレワークやサテライトオフィスの活用

3. 業規制

□ データへのアクセス確保・共通基盤利用

- ・既存の事業インフラ (システム、データ) へのアクセス制限・独自運用
例) 不動産取引情報、医療情報 等

- API公開・接続義務や共通基盤の利用義務の適用

4. 柔軟な規制体系

□ ゴールベース規制への移行

- ・事業や行動に対する詳細な事前規制
例) 自動運転の安全ガイドライン

- 具体的な法令遵守の手法は事業者任せ
- 法益保護達成のため合理的かつ必要・最小限度の規定

5. その他

□ グローバル化への対応・官民連携

- ・国際的な競争条件に影響を与える規制
- ・国際協調が必要な制度・規制

- 外国企業に対する法適用 (域外適用)
- 国際的なルールづくりへの積極的な関与

規制の事前評価における対応

- 規制新設・改正の際の事前評価において、デジタル化の基準を踏まえた検討が行われているかを確認するためのチェックの運用が開始